

業務（２）委託仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 （適用）

本仕様書は箕面市（以下「発注者」という）が発注する「道路台帳修正業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

第 2 条 （目的）

本市道路の維持管理等の用に供するため、道路台帳を修正・作成することを目的とする。

第 3 条 （準拠法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令に基づいて行うものとし、本仕様書に定めなき事項については、受託者（以下「受注者」という。）は、発注者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- （１）測量法
- （２）道路法
- （３）箕面市公共測量作業規程（以下「作業規程」という。）
- （４）箕面市MMS作業マニュアル（案）（以下「作業マニュアル」という。）
- （５）その他関係法令

第 4 条 （一括委託又は一括下請けの禁止）

受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負してはならない。ただし、発注者が認めた場合は、この限りではない。

第 5 条 （業務履行期間）

本業務の履行期間は、契約日から平成 28 年 3 月 16 日までとする。

第 6 条 （作業計画）

請負者は、あらかじめ作業計画をたて、監督職員の承諾を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

2 前項ただし書きで変更を行った場合はその都度監督職員に報告しなければならない。

第 7 条 （提出書類）

本業務の着手に先立ち、受注者は、速やかに次の書類を発注者に提出し、その承認を得るものとする。また、それらの変更についても同様とする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 主任技術者届
- (5) その他発注者が指示する関係書類

第8条 (貸与資料)

本業務において発注者より貸与された各種資料について、受注者はその重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故がないように取扱いに十分注意するとともに、使用後は速やかに返却するものとする。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。尚、発注者より資料を借用する際、受注者は必ず借用書を提示し、借用期間を厳守すること。

第9条 (貸与品)

下記貸与品についてその管理状況を記録した帳簿を備え付け、常にその管理を明らかにしておかなければならない。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 更新対象路線関係資料 | 1式 |
| (2) 基盤地図データ | 1式 |
| (3) 道路台帳図データ | 1式 |
| (4) 道路台帳調書データ | 1式 |
| (5) その他必要資料 | 1式 |

第10条 (作業確認)

請負者は、主要な作業段階の区切り目等及び監督職員の指示した箇所については、監督職員の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。

第11条 (検査)

請負者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし、主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

第12条 (作業管理)

請負者は、作業実施にあたり関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。

- 2 測量現場が隣接し、また同一場所において実施する別途測量がある場合には、常に相互協調するとともに成果の照合を行わなければならない。
- 3 台帳作成にあたり、作成済の台帳と矛盾を生じないようにしなければならない。
- 4 請負者は、測量実施にあたり交通の妨害または、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
- 5 請負者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

第13条 （土地の立入り）

請負者は、測量実施にあたり国、公有または私有の土地に立入る場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

2 請負者は、測量実施にあたり宅地または垣、柵等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意して立入るものとする。この場合においては遅滞なく、その旨占有者に通知しなければならない。

第14条 （土地の使用等）

請負者は、植物、垣、柵等の伐除または土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者または占有者の承諾を得て行うものとする。この場合生じた損失は、原則として請負者が補償するものとする。

第15条 （官公庁その他への手続等）

請負者は、測量実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは監督職員と打合わせのうえ請負者において迅速に処理しなければならない。

2 請負者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

第16条 （主任技術者）

主任技術者は、測量法第49条により登録された測量士でなければならない。

第17条 （事故等の処理、損害賠償）

受注者は、業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告しその指示を受けなければならない。尚、受注者の行為に起因して発注者及び第三者に損害を与えた場合及び紛争が生じた場合は、受注者の責任において解決し、損害賠償については、受注者が負うものとする。

第18条 （成果品の検査等）

成果品の検査については、主任技術者立会いのうえ発注者の承認を得た後で受けるものとする。

また、本業務の途中においても、発注者は、必要に応じて、随時、仕様書に基づき検査を行い、受注者に対し不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、受注者は、速やかにその指示に従わなければならない。

第19条 （成果品の瑕疵）

検査完了後から1年間、成果品に瑕疵が発見された場合、受注者は発注者の指示に従い必要な処置を受注者の負担において行うものとする。受注者の責に帰する誤りや不良箇所

が発見された場合も、速やかに無償で必要な処置を行わなければならない。

第20条 (公共測量申請)

本業務で作成する基盤地図情報においては、公共測量の申請を行うものとする。尚、発注者は、公共測量の申請を行うために必要な手続きを行うものとし、受注者はその手続きに協力しなければならない。

第21条 (精度管理)

受注者は、本業務で作成する基盤地図の正確さを確保するために、適切な精度管理を行い、この結果に基づき品質評価書及び精度管理表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、業務完了後速やかに作業量の2%の点検測量を行わなければならない。

第22条 (打合せ協議)

原則として、着手時、中間時、成果品納品時の計3回打合せ協議を行うものとするが、発注者または受注者が必要と判断した場合には、適宜行うものとする。

第23条 (疑義)

本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた場合は、その都度発注者受注者協議のうえ、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第24条 (成果品)

成果品は、設計図書及び特記仕様書に定めるものの他、発注者及び受注者協議のうえ提出するものとする。

2 成果品は、すべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

3 用紙、様式等については、監督職員の承諾を得なければならない。

第2章 道路台帳修正業務

第25条 (作業概要)

本業務の作業内容は下記のものとする。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 計画準備 | 1式 |
| (2) 道路台帳更新 | |
| 1) 地形図作成 | 1式 |
| 2) 修正数値編集 | 1式 |
| 3) 道路台帳図作成 | 1式 |
| 4) 認定路線網図作成 | 1式 |

- | | |
|-------------|-----|
| 5) 道路現況調書作成 | 1 式 |
| 6) 告示資料作成 | 1 式 |
| 7) データの設定 | 1 式 |
| (3) 打合せ協議 | 1 式 |

第 26 条 (計画準備)

デジタルマッピングの特徴を十分考慮し、作業を効率的、合理的に行うため、工程ごとに作業内容を把握し、全体計画の立案を行うものとする。

2 「作業規定」および「作業マニュアル」、本市道路台帳図式に従い、縮尺 1 / 5 0 0 精度を保持する測量手法により、調査・測量し、道路台帳図を修正するものとする。

3 道路台帳修正の事前調査として本室事務所内において、寄附・帰属資料等から、道路路線図、道路認定図書資料等を作成する。

第 27 条 (地形図作成)

本作業は、更新対象路線の表示されている道路台帳現況平面図の変更箇所において、MMS による計測を行い、精度が確認されたレーザ計測データおよび統合されたデジタル画像を用いて、後続の修正数値図化作業を実施するものとする。

(注) MMS 計測システムとは、GPS アンテナ、IMU、カメラ、レーザスキャナを一体化したユニットを搭載した車両 (以下「MMS」という) により、道路部および道路脇周囲の 3 次元空間について GPS データ、レーザ計測データ、画像データを移動計測するものとする。

2 現地状況を勘案し、トータルステーションを行うことが作業手法上、有効と判断した場合は、発注者および受注者協議の上、実施方法を変更するものとする。

3 発注者が貸与する CAD データを使用し、数値地形図データ作成に必要な各種表現事項及び名称等を現地補備及び補備数値編集を行い、数値地形図データを作成するものとするが、CAD データとの整合が図れない場合は、TS 地形測量等により補正するものとする。

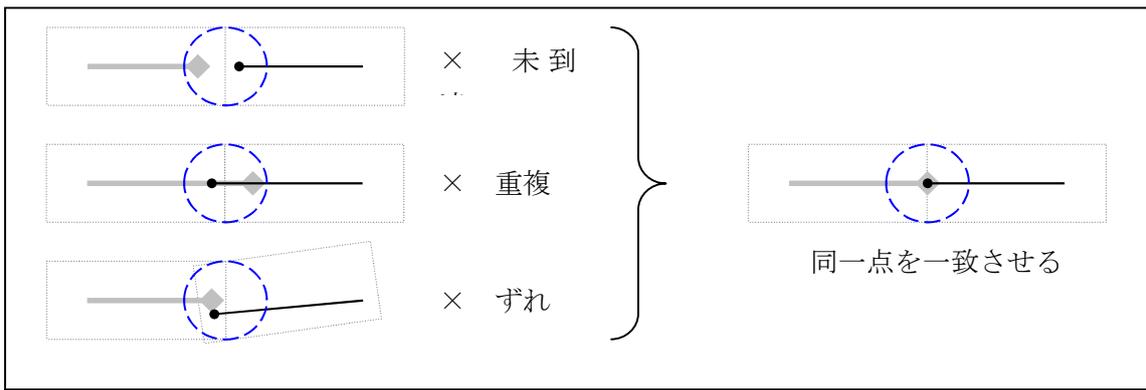
第 28 条 (修正数値編集)

本作業は、新たに取得した修正数値データ (地図情報レベル 500) と箕面市基盤地図データ (ハイブリッド地形図) との整合性を図るための編集等を行い、修正済数値地形図データを作成するものとする。なお、以下のことに留意して編集を行うものとする。

- (1) 接合編集にあたっては、異なる時期に作成された地図情報の境界部において、同一点の未到達、重複、ずれを一致させ、位置整合を向上させる作業とする。なお、下記の技術上の基準を適用する。

接合箇所の状態	接合方法
接合により位置精度が低下することなく、位置座標の変化量も位置精度を越えることのない場合	同一点は、優先順位にしたがい、地図情報を接合する

<p>接合により地図情報の位置精度が低下する等、地図情報の共用の推進に支障が生じる場合</p>	<p>同一点は、優先順位にしたがい、地図情報を接合する。ただし、状況について「発注者」に報告する。</p>
<p>接合により地図情報の位置座標の変化量はその位置精度を越える場合</p>	<p>接合を行わず、協議事項として「発注者」に報告し、協議により「発注者」の指示に従う。</p>



(2) 道路部以外の地形図データと道路データの接合編集を行うものとする。この接合時に優先するデータは、地図精度レベルがより高い道路データとする。

第29条 (道路台帳図作成)

本市道路台帳図式及び国土交通省道路現況調査提要に従い、現況平面図に記載された事項に加え、次の事項について、調査・測量し、修正する。

また、台帳の製本の仕様について監督員と協議すること。

- ① 路線番号、起終点、車道の幅員が0.5 m以上変化する箇所毎の道路部の幅員（歩車道、自転車道、分離帯、路肩、側溝等）地区界及び区間番号
- ② 橋梁、踏切、歩道橋の延長、幅員、名称及び種類
- ③ 舗装、未舗装の別及びその種類（コンクリート、高級アスファルト、簡易アスファルト及び砂利）
- ④ 基盤地図の取得項目
- ⑤ 3 m以上の隅切りの延長
- ⑥ 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の名称
- ⑦ 曲線半径（30 m未満）及び縦断勾配（8%以上）
- ⑧ 指示された箇所の道路の区域境界線
- ⑨ 調整の年月日
- ⑩ その他特に指示された物件、施設又は名称

2 横断図（縮尺1/100）を作成するものとする。本市道路台帳図式に従い、次の事項について、調査・測量し、修正する。

- ① 車道の幅員が0.5m以上変化する箇所毎の道路及び地物の状況
- ② 車道の幅員が0.5m以上変化する箇所毎の道路部の幅員（歩車道、自転車道、分離帯、路肩、側溝等）
- ③ 指示された箇所の道路の区域境界線

第30条 （認定路線網図作成）

本作業は、変更のあった路線に対し、資料をもとに市道認定路線網（統合型GIS用）データ及び市道認定路線網（窓口閲覧用）データ修正を行うものとする。

- 2 市道認定路線網（窓口閲覧用）データは、箕面市全図（灰色表現）を背景に路線の起点・終点及び路線番号を表記し1/10,000の路線網図データを作成する。また、確認用図面を出力し納品するものとする。

なお、市道認定路線網（窓口閲覧用）データは、既存認定（赤色）、新規認定（青色）及び廃止（黒色）で表現するものとする。

- 3 市道認定路線網図（窓口閲覧用）は、箕面市全図（灰色表現）を背景に路線の起点・終点及び路線番号を表記し1/2,500の路線網図を作成する。

なお、1/2,500の路線網図は簡易製本し納品するものとする。

第31条 （道路現況調書作成）

本作業は、発注者が保有する道路台帳データを使用し、更新箇所のデータ更新を行うものとする。また、前条までに作成した情報を基に道路現況調書を集計し、下記内容の入力及び確認を行うものとする。

（1）道路台帳調書

道路法施行規則第4条の2に基づき、本市指定様式により、次の事項について作成又は修正すること。また、過去の寄附・帰属資料と道路認定図書資料に不整合が生じていないかを精査し、不整合がある場合は速やかに道路認定図書資料を修正するものとする。

- ① 道路の種類、路線名、認定の年月日、起点及び終点、主要な経過地、供用開始の区間及び年月日、路線の延長及び敷地の面積、最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配、鉄道との交差の数、方式及び構造、道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要、軌道その他主要な占用物件の概要
- ② その他本市指定様式による事項

（2）調書の種類

作成又は修正する道路台帳調書は、次の調書とすること。

- ① 道路台帳調書
- ② 道路現況調書
- ③ 実延長調書
- ④ 実延長面積調書集計表
- ⑤ 部分自歩道調書
- ⑥ 認定路線調書
- ⑦ 地方交付税算定基礎資料（含む実延長面積増減比較表）

- ⑧ 道路施設現況調査資料
- ⑨ 橋梁・踏切・トンネル台帳
- ⑩ その他指示された調書等

(3) 調書作成上の注意

調書作成作業に関しては、次の事項を遵守すること。

- ① 路線名、認定の年月日、起点及び終点、主要な経過地、供用開始の区間及び年月日、延長及び面積等は、本市提供資料及び測量成果を確認の上、誤載のないようにすること。
- ② 認定路線調書は、原稿の他に配布用の調書を50部作成すること。
- ③ 橋梁調書は、重要橋梁（橋長15m以上）のみならず、すべての橋梁について作成すること。

(4) その他

・既明示箇所図の作成

平成26年度の一部、平成27年度の境界確定箇所を原図に記入し青焼き製本する。

・境界確定図等資料の入力

平成27年度の境界確定資料を庁舎電算室内で追加入力（スキャナー入力）及び既入力分の図面番号の整理を行う。

・寄附帰属資料図面入力

平成27年度の寄附帰属図面を庁舎電算室内で追加入力（スキャナー入力）及び既入力分の図面番号の整理を行う。

・市道認定路線網図（窓口閲覧用）の作成

認定路線データを修正し、印刷製本（1/2，500）する。

・橋梁台帳の照合・調書修正

橋梁台帳の照合・現場調査・調書入力（Microsoft excel）図面の修正・作成を行う。

(5) 図面修正作業上の注意

図面修正の作業に関しては、次の事項を遵守すること。

- ① 有蓋水路、暗渠等は、破線で表示すること。
- ② 道路の区域境界線は、黒線（8号線）とすること。

第32条 （告示資料作成）

本作業は、本年度告示予定路線について、認定・区域決定・供用開始および区域変更路線の告示資料を作成するものとする。

第33条 （データの設定）

本作業は、発注者が指示する各種データは、受注者にて社内検査完了後、発注者が利用している箕面市地図情報システムに設定するものとする。

第34条 （打合せ協議）

着手時、中間時1回、成果納品時1回の計3回打合せ協議を行うものとする。また、発注者または受注者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。

第35条 (地方交付税検査に係る対応)

本業務が対象となる地方交付税検査にあたっては、業務完了後であっても、担当者からの問い合わせ等事務補助については誠意をもって対応すること。

第5章 成果品

第36条 (成果品)

成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------|--------|
| (1) 数値地形図データファイル (Shape 形式) | 1 式 |
| (2) 道路台帳図 道路台帳数値データファイル (Shape 形式) | 1 式 |
| (3) 道路台帳図 出力図製本 | |
| ① 台帳平面図 | 製本 2 部 |
| ② 台帳横断図 | 製本 1 部 |
| (4) 道路台帳調書データ (Access 形式) | 1 式 |
| (5) 道路台帳調書 (PDF 形式) | |
| ① 道路台帳調書 | 1 式 |
| ② 道路現況調書 | 1 式 |
| ③ 実延長調書 | 1 式 |
| ④ 実延長面積調書集計表 | 1 式 |
| ⑤ 部分自歩道調書 | 1 式 |
| ⑥ 認定路線調書 | 1 式 |
| ⑦ 地方交付税算定基礎資料 (含む実延長面積増減比較表) | 1 式 |
| ⑧ 道路施設現況調査資料 | 1 式 |
| ⑨ 橋梁・踏切台帳 | 1 式 |
| (6) 市道認定路線網データファイル (Shape 形式) | 1 式 |
| (7) 市道認定路線網図 (窓口閲覧用) データ 1/10,000 | 1 式 |
| (8) 市道認定路線網図 (窓口閲覧用) 1/2,500 | 製本 2 部 |
| (9) 既明示箇所図 | 製本 2 部 |
| (10) 橋梁台帳調書データファイル (PDF) | 1 式 |
| (11) 告示資料 (認定・区域決定・供用開始・区域変更) | 1 式 |
| (12) 上記電子データ (HDD 1TB 相当) | 1 式 |
| (13) その他発注者が必要とするもの | 1 式 |

道路台帳修正業務数量総括表

計画準備・資料収集整理		1	式
道路台帳更新		1	式
道路台帳更新の内訳	作業計画	168	百m ²
	道路台帳調査	168	百m ²
	F K P 基準点測量	3	点
	現地測量 細部測量 MMS 地形測量	187	百m ²
	現地補備測量・補備数値編集	0.4	km
	修正数値編集	275	百m ²
	道路台帳作成	1	式
	認定路線網図	1	式
	道路現況調書修正更新	1	式
	告示資料作成	1	式
	データ設定	1	式
打ち合わせ協議 (初回、中間1回、成果納品時)		3	回